

## 平成19年度の山形市人事行政の運営等の状況の公表について(公告)

地方公務員法第58条の2および山形市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、市政運営の透明度および公平性を高めるため、市職員の任免や給与等、平成19年度の人事行政の運営等の状況について、その概要を次のとおり公表します。なお、一部他の年度の状況についても掲載しています。

平成20年11月28日

山形市長 市川 昭 男

### 1 職員の任免および職員数に関する状況

#### (1) 部門別職員数

各年度4月1日現在(人)

部 門	職員数	職員数	対前年 増減数	増減の主な理由	
	平成20年度	平成19年度			
一般行政部門	議会	16	16	0	
	総務	255	262	7	市民活動支援センターに指定管理者制度を導入
	税務	112	113	1	資産税管理業務に臨時職員を切替え配置
	民生	197	201	4	児童館の集団保育の廃止(自由来館型施設への移行)
	衛生	144	150	6	ISO更新業務終了による減
	労働	5	5	0	
	農水	61	63	2	地籍調査業務に臨時職員を切替え配置
	商工	27	28	1	県東京事務所人事交流派遣の所管替えによる減
	土木	175	184	9	主要土地区画整理事業の収束に伴う減
	小計	992	1,022	30	
特別行政部門	教育	379	392	13	公民館業務の地元地域団体への委託による減
	消防	226	226	0	
	小計	605	618	13	
公営企業等 会計部門	病院	517	512	5	脳神経外科スタッフ充実のための増員
	水道	148	151	3	給水関係緒届出受付事務の委託
	下水道	77	78	1	下水道(汚水)整備事業の減少による減
	その他	74	73	1	後期高齢者医療広域連合派遣職員を特別会計で計上
	小計	816	814	2	
合 計	2,413	2,454	41		

(注) 1: 職員数は一般職に属する職員数。地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時および非常勤職員を除く。

2: 公営企業等会計部門のその他は、国民健康保険・介護保険・老人保健医療・卸売市場の各事業会計に属する職員の合計。

## (2) 採用者数の状況

(人)

職種区分	平成 19 年度				平成 18 年度				増減
	競争試験による採用	選考による採用	再任用による採用	小計	競争試験による採用	選考による採用	再任用による採用	小計	
行政	9			9	13		2	15	6
土木					1			1	1
建築					1			1	1
電気					1			1	1
機械	1			1					1
栄養士					1			1	1
保育士	4			4	8		1	9	5
医師		5		5		9		9	4
薬剤師					1			1	1
看護師	19			19	14			14	5
臨床検査技師					1			1	1
指導主事		2		2		5		5	3
教員		1		1		2		2	1
消防士	7			7	11			11	4
技能労務職員				3			5	5	2
合計	40	8	3	51	52	16	8	76	25

(注)「再任用による採用」 定年退職等で退職した職員を再び採用すること。

## (3) 退職者数の状況

(人)

職種区分	平成 19 年度						平成 18 年度						増減
	定年	勸奨	普通	死亡	懲戒	小計	定年	勸奨	普通	死亡	懲戒	小計	
行政	22	3	2	3		30	12	5	3	2		22	8
土木	3					3	3					3	0
建築							1					1	1
化学							1					1	1
電気	2					2	1					1	1
機械							1					1	1
保健師							1					1	1
保育士	1	4	1			6	1	5	1			7	1
医師		1	8	2		11	1		9			10	1
薬剤師									1			1	1
看護師	1	3	8			12		4	8			12	0
准看護師	1	4				5		1				1	4
臨床検査技師	1					1							1
診療放射線技師	1					1							1
理学療法士	1					1							1
指導主事									3			3	3
教員	1	1				2	1		1			2	0
消防士	2					2	6				1	7	5
技能労務職員	9	1	1			11	3	2	4	1		10	1
合計	45	17	20	5		87	32	17	30	3	1	83	4

(注) 1:「定年」 職員の定年は 60 歳(医師・歯科医師は 65 歳)。

2:「勸奨」 早期退職募集制度の適用を受け、定年前に退職すること。

3:「普通」 自己都合による退職などのこと。

4:「懲戒」 懲戒処分としての免職のこと。

## (4) 再任用職員数の状況

職種区分	平成 19 年度			平成 18 年度			増減
	フルタイム	短時間	小計	フルタイム	短時間	小計	
行政	2		2	2		2	0
保育士					1	1	1
技能労務職員	7		7	7		7	0
合計	9		9	9	1	10	1

- (注) 1:「再任用職員」 定年退職等で退職後,再び採用された職員のこと。  
 2:「フルタイム」 一般の職員と同様,1 週当たり 40 時間勤務すること。  
 3:「短時間」 一般の職員より短い,1 週当たり 16~32 時間勤務すること。

## (5) 職員採用における競争試験の実施状況

(平成 19 年度)

試験区分	受験者数		一次合格者数	二次受験者数	最終合格者数	補欠合格者数	採用決定者数		倍率 A/B
	A	うち女性					B	うち女性	
上級行政	140人	56人	7人	7人	3人	1人	4人	1人	35.0倍
初級行政	45人	12人	4人	2人	1人	0人	1人	0人	45.0倍
保育士	42人	35人	6人	6人	3人	0人	3人	3人	14.0倍
薬剤師(H19.10.1採用)	2人	0人	2人	2人	1人	0人	1人	0人	2.0倍
看護師	47人	45人	37人	34人	29人	0人	29人	29人	1.6倍
診療放射線技師	17人	6人	3人	3人	1人	0人	1人	0人	17.0倍
臨床検査技師	4人	4人	2人	2人	1人	0人	1人	1人	4.0倍
理学療法士	8人	6人	5人	4人	2人	0人	2人	2人	4.0倍
消防士	104人	3人	4人	4人	2人	0人	2人	0人	52.0倍
合計	409人	167人	70人	64人	43人	1人	44人	36人	9.3倍

## 2 職員の給与の状況

市職員の給与は、国家公務員の給与を基本として、市議会の議決を経て条例で定めています。

平成17年4月から管理職手当は、10%削減した額を支給しています。また、平成18年4月から一般職員のうち平成18年3月31日時点で行政職給料表8級以上の職員(他の給料表でそれに相当する職員を含む)の給料月額を3~4%、平成19年1月からは平成18年3月31日に在職していた全職員の給料月額を1~4%削減した額を支給しています。

### (1) 人件費の状況

(平成19年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	18年度の人件費率
250,348人	73,545,559千円	1,663,962千円	14,575,620千円	19.8%	19.8%

住民基本台帳人口は、平成20年3月31日現在

### (2) 特別職の給与

特別職の現行の月額は、平成7年5月1日に改定されました。

平成15年11月1日から市議会議員を除く特別職の給料は、10%削減した額を支給しています。平成19年4月1日からは削減率を市長は20%に、副市長(前助役)は13%に改正しています。

また、平成18年4月から平成19年4月まで市議会議員の報酬は、2万円を減額して支給しています。

(平成7年5月1日改定)

区分		月額	月額	月額
給 料	市 長	1,200,000円	1,080,000円	960,000円
	副市長	950,000円	855,000円	826,500円
	収入役	810,000円	729,000円	
報 酬	議 長	770,000円	750,000円	
	副議長	720,000円	700,000円	
	議 員	670,000円	650,000円	

(平成15年11月1日から適用) (平成19年4月1日から適用) (平成18年4月から平成19年4月まで適用)

(注)1:平成19年4月1日から助役は副市長になり、収入役は廃止されています。

2: 期末手当の年間支給月数は、平成19年4月1日現在、市議会議員以外の特別職は3.15月(6月期:1.55月、12月期:1.6月)、市議会議員は3.3月(6月期:1.6月、12月期:1.7月)。

### (3) 職員の初任給および経験年数別平均給料月額

(平成19年4月1日現在) (円)

区 分	山形市				国	
	初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	初任給	
一般行政職	大学卒	172,200	256,755	318,732	種	172,200
	高校卒	140,100	213,045	254,255		140,100
技能労務職	高校卒	137,200	203,601	240,887		-

(注)1:経験年数は、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の採用後の年数。

2: 欄は該当職員が3人以下のため、近似する経験年数の職員の平均。

### (4) 職員給与費の状況

(平成19年度普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				職員一人当たりの 人件費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,639人	6,444,849千円	1,373,810千円	2,564,032千円	10,382,691千円	6,335千円

(注)1:職員手当には退職手当を含まない。

## (5) 職員の平均給料・平均給与の月額および平均年齢（平成19年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	340,200円	401,600円	41.9歳
技能労務職	328,600円	368,500円	44.5歳

(注)1: 給与には、扶養手当及び通勤手当等の諸手当を含む。

2: 給料等は減額措置後の額。

## (6) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入しております。

(人)

区 分		一般行政職
平成19年度	職員数	934
	勤務成績が特に良好	143
平成18年度	職員数	942
	勤務成績が特に良好	144

## (7) 一般行政職の級別職員数

(各年4月1日現在)

	平成20年度		平成19年度		平成15年度
	職員数	構成比	職員数	構成比	構成比
1級	97人	10.7%	145人	15.6%	1.3%
2級	174人	19.2%	151人	16.2%	7.2%
3級	141人	15.5%	154人	16.5%	16.3%
4級	223人	24.5%	190人	20.3%	19.2%
5級	138人	15.2%	148人	15.9%	8.6%
6級	75人	8.3%	87人	9.3%	5.7%
7級	39人	4.3%	36人	3.9%	9.5%
8級	21人	2.3%	21人	2.3%	19.3%
9級	-	-	-	-	10.6%
10級	-	-	-	-	2.3%
合 計	908人	100.0%	932人	100.0%	100.0%

(注)平成18年4月1日から給料表を改正し、一般行政職は、10級制から8級制となる。

## (8) 職員の退職手当

(平成20年4月1日現在)

区 分		山形市		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (50歳以上の職員は、1年につき2%加算)				
退職時の特別昇給	-		-		
一人当たりの平均支給額	23,269千円		-		

(注)一人当たりの平均支給額は、平成19年度の実績。

## (9) 特殊勤務手当 (各年度普通会計決算)

	平成19年度	平成18年度
職員一人当たりの支給年額	17,630円	16,682円
手当の種類	22	22
手当が支給された職員の割合	28.0%	28.0%

(平成19年4月実績)

支給額の多い手当	1 消防夜間特殊勤務手当 2 ごみおよびし尿直接接触処理業務手当 3 清掃工場等夜間勤務手当 4 焼却炉等清掃手当 5 高温多湿業務手当
支給職員数の多い手当	1 消防夜間特殊業務手当 2 ごみおよびし尿直接接触処理業務手当 3 高温多湿業務手当 4 消防感染危険手当 5 高所作業手当

## (10) 時間外勤務手当 (各年度普通会計決算)

	平成19年度	平成18年度
職員一人当たりの支給年額	284,494円	230,961円

## (11) ラスパイレス指数(行政職給料表適用職員を対象)

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度
99.5	100.9	101.9	103.9	104.5

## (12) 扶養手当・住居手当・通勤手当・期末勤勉手当 (平成20年4月1日現在)

	山形市			国		
扶養手当	配偶者	月額	13,000円	配偶者	月額	13,000円
	配偶者以外の扶養親族	月額	6,500円	配偶者以外の扶養親族	月額	6,500円
	扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族一人まで	月額	6,500円	扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族一人まで	月額	6,500円
	配偶者のない職員の扶養親族一人まで	月額	11,000円	配偶者のない職員の扶養親族一人まで	月額	11,000円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、一人につき5,000円加算			満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、一人につき5,000円加算		
住居手当	持家の場合	月額	3,000円	持家の場合 (新築から5年まで)	月額	2,500円
	借家の場合	限度額 月額	27,000円	借家の場合	限度額 月額	27,000円
通勤手当	交通機関利用の場合	限度額 月額	55,000円	交通機関利用の場合	限度額 月額	55,000円
	自動車等の場合 通勤距離に応じて	月額	6,000～24,500円	自動車等の場合 通勤距離に応じて	月額	2,000～24,500円
期末手当・勤勉手当		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月	1.35月分	0.65月分	6月	1.4月分	0.75月分
	12月	1.55月分	0.7月分	12月	1.6月分	0.75月分
	計	2.9月分	1.35月分	計	3.0月分	1.50月分

## (13) 地域手当

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

	山形市	国
東京都で在勤する職員	給料, 管理職手当および扶養手当の月額 の合計額の 100 分の 14	俸給, 俸給の特別調整額および扶養手当 の月額合計額の 100 分の 14
医師	給料, 管理職手当および扶養手当の月額 の合計額の 100 分の 12	俸給, 俸給の特別調整額および扶養手当 の月額合計額の 100 分の 12

(注) 国の俸給は山形市の給料に, 俸給の特別調整額は管理職手当に相当する。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、各種休暇等の勤務条件については、市条例・規則において定められています。

(1) 勤務時間(週 40 時間勤務の一般的なもの)

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	休息時間	1 日の勤務時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 15 分～午後 1 時 00 分	午後 0 時 00 分～午後 0 時 15 分 午後 3 時 00 分～午後 3 時 15 分	8 時間 00 分

(2) 各種休暇の概要(平成 20 年度)

- ・年次有給休暇・・・1年に付き 20 日付与(未取得日数分は 20 日を上限に、翌年に限り繰越可能)。
- ・病欠休暇・・・職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇。

	承認基準	取得可能期間
病欠休暇(有給)	公務上または通勤時の負傷または疾病	必要と認められる期間
	結核性疾患	1 年 6 月以内で必要と認められる期間
	悪性新生物による疾病等任命権者が特に必要と認める疾病	180 日以内で必要と認められる期間
	上記以外の負傷または疾病	90 日以内で必要と認められる期間
	病欠休暇・休職からの復職後も通常勤務が困難な場合	60 日以内で必要と認められる期間中 1 日につき必要と認められる時間

- ・特別休暇・・・結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として認められる休暇

	承認基準	取得可能期間
特別休暇(有給)	公民権行使	必要と認められる期間
	証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
	骨髄移植のためのドナー登録・検査・提供	必要と認められる期間
	ボランティア活動	1 年で 5 日以内
	結婚	連続する 7 日以内の期間
	女性職員の出産	産前 8 週以内、産後 8 週 (多胎の場合は産前 14 週以内、産後 14 週)
	生後 1 歳 6 か月に達しない子の育児	1 日 90 分以内(2 回に分割可)
	親族の看護	1 年で 5 日以内
	乳幼児の法定健康診査および法定予防接種	必要と認められる時間
	女性職員の生理	必要と認められる期間
	妊産婦法定健診	必要と認められる時間
	妊娠職員の母体・胎児保護のための通勤緩和	出勤または退勤時につき 1 日を通じて 1 時間以内
	妊娠職員の母体・胎児保護のための休息および捕食	必要と認められる時間
	妻の出産	2 日以内
	妻の出産に際して、その出産に係る子または小学校就学前の子を養育	産前 6 週以内、産後 8 週以内の期間で 5 日以内
	忌引	続柄等に応じ、連続する 1～10 日以内の期間
	追悼行事	1 日以内の期間
	夏季休暇	7～9 月の間に 6 日以内の期間
	冬季休暇	12～3 月の間に 3 日以内の期間
	感染症発生による交通遮断および入院	必要と認められる期間
	住居の滅失または損壊(のおそれ)	15 日(おそれがある場合は 3 日)以内の期間
	災害等発生による通勤困難	必要と認められる期間
通勤途上における災害等発生時の安全確保	必要と認められる期間	

- ・介護休暇・・・職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

	承認基準	取得可能期間
介護休暇(無給)	家族の介護	連続する 3 月以内の期間

(3) 育児休業等の概要(平成 20 年度)

種類	取得可能期間
育児休業	子の満 3 歳の誕生日の前日まで
部分休業	子の満 3 歳の誕生日の前日までの間, 一日につき 2 時間以内

#### 4 職員の分限および懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分者数

「分限処分」は、公務能率確保の観点から、本人の意に反し、本人の身分を不利益に変動させる処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由に対応した処分のみ行います。

事由	平成 19 年度				平成 18 年度			
	降給	降任	休職	免職	降給	降任	休職	免職
心身の故障	0人	0人	13人	0人	0人	0人	8人	0人

- (注) 1:「降給」 現在の給料の額よりも低い額に下げる処分。  
 2:「降任」 現在の職位よりも下位の職位に下げる処分。  
 3:「休職」 一定期間職務に従事させない処分(一部給料支給有り)。  
 4:「免職」 山形市職員としての身分を失わせる処分(退職手当の支給有り)。

##### (2) 懲戒処分者数

「懲戒処分」は、職員の一定の義務違反に対し、職員の道義的責任を問うことにより公務の規律と秩序を維持することを目的とする制裁的な処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由においてのみ処分を行います。

主たる事由	平成 19 年度				平成 18 年度			
	戒告	減給	停職	免職	戒告	減給	停職	免職
非行行為	2人	2人	0人	0人	2人	0人	2人	1人
職務上の義務違反または職務怠慢	1人	0人	0人	0人	3人	2人	0人	0人

- (注) 1:「戒告」 職員の義務違反の責任を確認するとともに、矯正を求め将来を戒める処分。  
 2:「減給」 一定期間、現在の給料の額から一定割合を減額する処分。  
 3:「停職」 一定期間職務に従事させない処分(無給)。  
 4:「免職」 山形市職員としての身分を失わせる処分(退職手当の支給無し)。

## 5 職員のサービスの状況

### (1) 営利企業等への従事許可

地方公務員法の規定により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むことおよび報酬を得て事業に従事することができません。これは、職員の職務専念義務が損なわれることを未然に防止するため、また、職務の公正を確保し、職の信用を保持するための規制措置です。許可される場合の主な例として次のものがあります。

- ・ 部課長等が、市の出資法人の非常勤取締役は無報酬で就任する場合
- ・ 職員が居住地区の消防団員として、消火・水防業務等に従事する場合

### (2) 職務専念義務の免除

地方公務員法の規定により、法律または条例に特別の定がある場合を除く外、職員は勤務中、職務に専念する義務が課せられています。例外的に、職務専念義務が免除される場合の主な例として次のものがあります。

- ・ 研修を受ける場合
- ・ 国または他の地方公共団体、学校その他の公共的団体から依頼を受けて講演または講義をする場合

## 6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の実施状況(主なもの)

(平成 19 年度)

研修体系	主な概要	研修の区分	実施数	受講者数	
集合研修	基本研修	職務遂行に必要な知識、技能、態度等を修得するために行う階層別	新規採用職員研修 一般職員研修、監督者	9 件	449 人
	特別研修	より専門的な知識や技能等を修得するための研修	政策研修、法令研修 実務研修、特別研修	12 件	1,820 人
	集合研修 計			21 件	2,269 人
派遣研修	専門的な知識や技術等を修得するため、職員を各種研修機関や団体等に派遣して行う研修		20 件	46 人	
総 計			41 件	2,315 人	

### (2) 勤務成績の評定状況

(平成 19 年度)

評定期期	被評定職員	評定の方法
平成 19 年 12 月 (年 1 回)	管理職を除く 全職員	直属の上司 3 人(最大)が、知識、理解力、創意工夫、協調性、勤勉性、責任感などの職務遂行能力について評価

## 7 職員の福祉および利益の保護の状況

### (1) 職員の福利厚生事業の概要

(注) 共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会を、厚生会とは山形市職員厚生会をいいます。

保健事業の概要(主なもの)

(平成 19 年度)

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	定期健康診断 ・問診 ・身長, 体重, 視力, 聴力 ・心電図検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部X線検査 生活習慣病健診 ・胃がん検診 (40歳以上の職員・30歳以上39歳以下は希望する職員) ・大腸がん検診 (40歳以上の職員) ・肺がん検診 (40歳以上の希望する職員) ・子宮がん検診 (希望する職員) ・乳がん検診 (30歳以上の希望する職員)	市     市 市 市 共済組合 共済組合
人間ドック	指定型(退職予定の希望する職員) 1泊2日 指定型(50歳の希望する職員) 1日 準指定型(40歳以上の希望する職員) 1泊2日 準指定型(40歳以上の希望する職員) 1日	共済組合 厚生会 共済組合 厚生会
メンタルヘルスケア	こころの相談(産業カウンセラーによる相談)月1回 メンタルヘルス相談医電話相談 随時 ファミリー健康相談(電話相談)随時 メンタルヘルス研修(課長・課長補佐級向け, 一般職員向け)	市 共済組合 互助会 市

給付事業の概要(主なもの)

(平成 19 年度)

事項	共済組合	互助会	厚生会
職員が死亡したとき	埋葬料 埋葬料附加金 遺族共済年金	弔慰金	死亡弔慰金
職員が傷病になったとき	1.医療機関に支払うもの 法定給付の額 2.職員に支給するもの 高額療養費 一部負担金払戻金	一部負担金補助金 入院見舞金	傷病見舞金
職員が出産したとき	出産費 出産費附加金		出産祝金

貸付事業の概要(主なもの)(平成 19 年 4 月 1 日現在)

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.26%	共済組合
	300万円	2.25%	厚生会
在宅介護対応住宅	300万円	2.00%	共済組合

厚生会の事業費負担状況

(平成 19 年度)

職員一人当たりの掛金額	事業主の公費負担額	事業主の公費負担割合
給料月額 × 2% + 500 円	2,901 千円	職員:事業主 = 1:0.08

(2) 公務災害の状況 (平成 19 年度)

	認定件数		
	負傷	疾病	計
公務災害	27 件	0 件	27 件
通勤災害	2 件	0 件	2 件
計	29 件	0 件	29 件

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行います。

平成 18 年度末 係属件数	平成 19 年度中 要求件数	平成 19 年度中処理件数		平成 19 年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取り扱いを是正するための指示を行います。

平成 18 年度末 係属件数	平成 19 年度中 要求件数	平成 19 年度中処理件数		平成 19 年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0